

令和 7 年度経済産業省中小企業庁委託
「C S R（企業の社会的責任）と人権パンフ
レット（仮）」の企画・制作に係る入札
総合評価基準書

令和 7 年 6 月
公益財団法人人権教育啓発推進センター

令和 7 年度経済産業省中小企業庁委託
「CSR（企業の社会的責任）と人権パンフレット（仮）」
の企画・制作に係る入札総合評価基準書

本書は、令和 7 年度経済産業省中小企業庁委託「CSR（企業の社会的責任）と人権パンフレット（仮）」の企画・制作に係る入札総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

1 総合評価（加点方式）

総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」の合計で得た数値の最も高い者を受注者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は 2 対 1 とし、総合評価点は 300 点満点とする。

技 術 点 (満点 200 点)	+ 価 格 点 (満点 100 点)	= 総 合 評 価 点 (満点 300 点)
---------------------	-----------------------	---------------------------

2 技術点の評価方法

技術点は「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式により決定する。

基礎点（満点 50 点） + 加点（満点 150 点） = 技術点（満点 200 点）

※「基礎点」項目については当該事業担当者が、「加点」項目については審査員が評価（採点）を行う。

（1）基礎点項目に対する評価

別紙「評価項目一覧」における評価基準の要求要件（1-01、2-01、3-01、3-02、3-03）を全て満たしているか否かを確認し、満たしている場合は「合格」とした上で、「基礎点」を付与する。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述

されていることが必要であり、具体的・網羅的かつ明確に記述されていない場合には、「不合格」とすることがある。

(2) 加点項目に対する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

ア 審査員は7名とし、別紙6「評価項目一覧」の「加点」欄に点数が示されている項目(1-01、2-01、3-01)について、各評価項目の評価基準の内容に基づき、A、B、C、Dの四段階で評価する。

イ 評価の換算は、以下の評価換算表に従い行う。

ウ 換算された7名の審査員の平均点(小数点以下切捨て)を加点とする。

【評価換算表】

評価 ランク	評価基準	加点配点		
		25	20	5
A	通常の設定を超える素晴らしい提案内容である。	25	20	5
B	通常設定される提案であり、適切な内容である。	12	10	2
C	おおむね妥当な提案内容である。	7	6	1
D	内容が不十分である。 又は、記述がない。	0	0	0

3 価格点の算出方法

価格点は以下の算式により決定する。

$$[1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})] \times 100 = \text{価格点 (満点 100 点)}$$